

指定給水装置工事事業者に係る申請書・届出書の提出先(表紙)

水道事業者 殿

平成 年 月 日

申請者 氏名又は名称 **ニューセツビ**
 有限会社 **ニコー設備**
 住所 堺市中区東山900番地 ジョイビル201号
 代表者氏名 **浦芝剛志**
 電話番号
 FAX番号 **TEL 072-230-1112**
 メールアドレス **FAX 072-230-1102**



下記のとおり、申請書・届出書を提出します。

1. 申請・届出をする書類(ひとつだけの口に✓を入れて下さい)

この「表紙」は、申請書・届出書毎に作成し、各書類の前に付けて下さい。

- ①指定給水装置工事事業者指定申請書～様式第1、別表、様式第2
- ②指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書～様式第10
- ③指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書～様式第11
- ④給水装置工事主任技術者選任・解任届出書～様式第3

2. 申請・届出をする水道事業者(口に✓を入れてください)

申請・届出をする水道事業者数 27 者

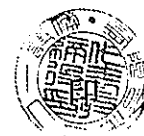
NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック
1	奈良市 公営企業管理者	✓	8	御所市 水道事業管理者	✓	15	斑鳩町 水道事業管理者	✓	22	上牧町 水道事業管理者	✓
2	大和高田市 上下水道事業管理者	✓	9	生駒市 水道事業管理者	✓	16	安堵町 水道事業管理者	✓	23	王寺町 水道事業管理者	✓
3	大和郡山市 上下水道事業 の管理者	✓	10	香芝市 水道事業管理者 の権限を行う市長	✓	17	川西町 水道事業管理者	✓	24	広陵町 上下水道事業管理者	✓
4	天理市 上下水道事業 の管理者	✓	11	葛城市 水道事業管理者	✓	18	三宅町 水道事業管理者	✓	25	河合町 水道事業管理者	✓
5	橿原市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長	✓	12	宇陀市 水道事業管理者 の権限を行う市長	✓	19	田原本町 水道事業管理者	✓	26	吉野町 水道事業管理者	✓
6	桜井市 水道事業管理者	✓	13	平群町 水道事業管理者	✓	20	高取町 水道事業管理者	✓	27	大淀町 上下水道事業管理者	✓
7	五條市 水道事業管理者	✓	14	三郷町 水道事業管理者	✓	21	明日香村 水道事業管理者	✓	28	下市町 水道事業管理者 の権限を行う町長	

指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書

水道事業者 殿

平成 年 月 日

届出者
堺市中区東山900番地 ジョイビル201号
有限会社 ニコー設備
代表取締役 浦芝剛志



水道法第25条の7の規定に基づき、次のとおり変更の届出をします。

フリガナ 氏名又は名称	有限会社 ニコー設備		
住 所	堺市中区東山900番地 ジョイビル201号		
フリガナ 代表者の氏名	代表取締役 浦芝剛志		
変更に係る事項	変 更 前	変 更 後	変 更 年 月 日
代表者の変更	浦 芝 義 隆	浦 芝 剛 志	
役員の変更	—————	取締役 浦芝鈴子	平成29年7月31日

（備考）この用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

誓 約 書

指定給水装置工事事業者申請者及びその役員は、水道法第25条の3第1項第3号イからホまでのいずれにも該当しない者であることを誓約します。

平成 年 月 日

申請者

氏名又は名称 有限会社 ニコー設備
住 所 堺市中区東山900番地 ジョイビル201号
代表者氏名 代表取締役 浦芝剛志



水道事業者 殿

履歴事項全部証明書

大阪府堺市中区東山900番地ジョイビル201号
 有限会社ニコー設備

会社法人等番号	1201-02-006034	
商号	有限会社ニコー設備	
本店	大阪府堺市東山900番地ジョイビル201号	
	大阪府堺市中区東山900番地ジョイビル201号	平成18年 4月 1日変更 平成18年 6月 2日修正
公告をする方法	官報に掲載してする	
		平成17年法律第87号第136条の規定により平成18年 5月 1日登記
会社成立の年月日	平成11年9月20日	
目的	1. 管工事業 2. 土木工事業 3. 建築工事業 4. 舗装工事業 5. 水道施設工事業 6. 電気工事業 7. 消防施設工事業 8. 給排水・衛生設備工事業 9. 前各号に附帯関連する一切の事業 平成19年12月 5日変更 平成19年12月14日登記	
発行可能株式総数	1000株	平成19年12月 5日変更 平成19年12月14日登記
発行済株式の総数並びに種類及び数	発行済株式の総数 200株	平成19年12月14日変更 平成19年12月14日登記
資本金の額	金1000万円	平成19年12月14日変更 平成19年12月14日登記
株式の譲渡制限に関する規定	当会社の株式を譲渡により取得することについて当会社の承認を要する。当会社の株主が当会社の株式を譲渡により取得する場合には当社が承認したものとみなす。	

大阪府堺市中区東山900番地ジョイビル201号
有限会社ニコー設備

		平成17年法律第87号第136条の規定により平成18年5月1日登記	
役員に関する事項	<u>大阪府堺市浜寺石津町東三丁7番28号</u> 取締役 <u>浦芝義隆</u>		
	大阪府堺市西区浜寺石津町東三丁7番28号 取締役 浦芝義隆	平成18年4月1日変更 平成18年5月30日修正	
	<u>大阪府堺市西区浜寺石津町東三丁7番28号</u> 取締役 <u>浦芝剛志</u>	平成22年4月20日就任 平成22年4月22日登記	
	大阪府堺市中区陶器北17番地10 取締役 浦芝剛志	平成26年11月7日住所移転 平成29年8月1日登記	
	<u>大阪府堺市西区浜寺石津町東三丁7番28号</u> 取締役 <u>浦芝鈴子</u>	平成29年7月31日就任 平成29年8月1日登記	
	代表取締役 浦芝義隆	平成22年4月20日就任 平成22年4月22日登記	
	代表取締役 浦芝剛志	平成29年7月31日就任 平成29年8月1日登記	
	支店	1 <u>奈良県葛城市柿本1番地7</u>	平成19年12月14日設置 平成19年12月14日登記
		奈良県橿原市八木町一丁目4番15号	平成27年8月17日移転 平成27年8月25日登記
		2 兵庫県尼崎市東園田町六丁目51番地の16	平成21年9月1日設置 平成21年9月14日登記
3 <u>京都府宇治市大久保町平盛84番地3</u>		平成22年6月20日設置 平成22年6月25日登記	
		平成27年8月17日廃止 平成27年8月25日登記	

大阪府堺市中区東山900番地ジョイビル201号
有限会社ニコー設備

登記記録に関する
事項

平成元年法務省令第15号附則第3項の規定により

平成14年 7月 4日移記

COOPY

これは登記簿に記録されている閉鎖されていない事項の全部であることを証明
した書面である。

(大阪法務局堺支局管轄)

平成29年 9月29日

大阪法務局堺支局

登記官

高野真由美



定 款

第1章 総 則

(商号)

第1条 当社は、有限会社 ニコー設備と称する。

(目的)

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 管工事業
2. 土木工事業
3. 建築工事業
4. 舗装工事業
5. 水道施設工事業
6. 電気工事業
7. 消防施設工事業
8. 給排水・衛生設備工事業
9. 前各号に附帯関連する一切の事業

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を大阪府堺市に置く。

(公告方法)

第4条 当社の公告は、官報に掲載してする。

第2章 株 式

(発行可能株式の総数)

第5条 当社の発行可能株式の総数は、1000株とする。

(株式の譲渡制限)

第6条 当社の株式を譲渡により取得することについて当社の承認を要する。当社の株主が当社の株式を譲渡により取得する場合には当社が承認したものとみなす。

第3章 株主総会

(株主総会)

第7条 当社は、毎年7月に定時株主総会を開催し、必要に応じて、臨時株主総会を開催するものとする。

(招集)

- 第8条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、社長たる取締役が招集するものとする。
- 2 株主総会を招集するには、会日より5日前に、各株主に対して、その通知を発することを要する。

(議長)

- 第9条 株主総会の議長は、社長たる取締役がこれに当り、社長に事故があるときは、その総会で議長を選任する。

(決議の方法)

- 第10条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、その出席した株主の議決権の過半数をもって行う。
- 2 会社法第309条第2項の定めによる株主総会の決議は、総株主の半数以上であって、当該株主の議決権の4分の3以上をもって行う。

(議決権)

- 第11条 各株主は、1株につき1個の議決権を有する。

(決議事項の通知・議事録)

- 第12条 株主総会において決議した事項は、各株主に通知することを要する。
- 2 株主総会の議事については、議事録を作り、これに議事の経過の要領及びその結果を記載し、議長及び出席した取締役がこれに記名押印することを要する。

第4章 役員

(員数)

- 第13条 当会社には、取締役3名以内を置く。

(選任の方法)

- 第14条 当会社の取締役は、当会社の株主の中から選任するものとする。ただし、必要があるときは、株主以外の者から選任することができる。
- 2 株主は、会社法第342条第3項から第4項までに規定するところにより取締役を選任（累積投票により取締役を選任）すべきことを請求することができない。

(代表取締役及び役付取締役)

- 第15条 当会社が取締役が2名以上いるときは、そのうちから代表取締役を、取締役の互選によってこれを定める。
- 2 代表取締役の内1名を社長とし、取締役が1名の場合は当該取締役を社長とする。
 - 3 取締役の互選により取締役社長及び取締役会長を定めることができる。

(役員報酬等)

- 第16条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によりそれぞれ定める。

第5章 計 算

(事業年度)

- 第17条 当会社の事業年度は、毎年6月1日から翌年5月31日までの年1期とする。

(剰余金の配当)

- 第18条 株主に対する剰余金の配当は、毎事業年度の末日現在の株主に株数に応じて行うものとする。

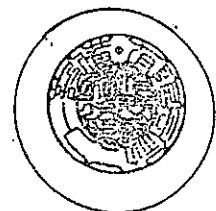
上記は当会社の現行定款に相違ありません

平成 29 年 // 月 / 日

大阪府堺市中区東山900番地ジョイビル201号

有限会社 ニコー設備

代表取締役 浦 芝 剛 志



遅延理由書

平成 年 月 日

様

住 所 堺市中区東山900番地 ジョイビル201号
有限会社 **ニコー設備**
氏 名 代表取締役 **浦芝剛志**



代表者変更に伴い銀行関係等順次手続きをしており、提出が遅延致しましたこと申し訳ありませんでした。

今後、係ることのなきように努力しますので宜しく取り計らいのほど御願
い申し上げます